



2026年9月10日

各 位

会 社 名 あんしん保証株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 義英
(コード番号：7183、東証スタンダード)
問合せ先 経営管理部長 井藤 友正
(TEL. 03-6627-3440)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する 承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年8月5日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」についてそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年10月8日まで整理銘柄に指定された後、2026年10月9日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

（1）併合する株式の種類
普通株式

（2）併合比率
当社株式について、3,377,178株を1株に併合いたします。

（3）減少する発行済株式総数
17,371,303株

（注1）当社は、2026年8月5日付の取締役会にて、本株式併合の効力発生日の前日である2026年10月13日付で当社の自己株式605,292株（2026年7月18日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

（4）効力発生前における発行済株式総数
17,371,308株

（注2）上記（注1）記載の自己株式の消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数
5株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数
20株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、ムミノバホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の当社株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、当社株式が2026年10月9日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年10月13日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が実施した2026年5月13日から2026年7月2日までを買付け等の期間とする当社株式及び本新株予約権（注3）に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である257円を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（注3）「本新株予約権」とは、2016年8月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2018年8月10日から2026年8月9日まで）のうち、2026年5月12日現在現存するものをいいます。

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
ムミノバホールディングス株式会社

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、自己資金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、公開買付者が2026年5月13日に提出した本公開買付けに係る公開買付届出書及びそれに添付された預金残高証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年10月下旬頃を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年11月中旬から下旬頃を目途に公開買付者に当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年12月下旬から2027年1月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年10月14日に効力が発生する予定です。

- （1）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- （2）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （3）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （4）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2026年9月10日（木）
② 整理銘柄指定日	2026年9月10日（木）

③ 当社株式の最終売買日	2026 年 10 月 8 日（木）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026 年 10 月 9 日（金）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026 年 10 月 14 日（水）（予定）

以 上